

砺波市農業委員会10月総会議事録

開催日時 令和3年10月5日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 25名

1番	老 健	17番	樋掛 雅彦
2番	鴨井 克之	18番	亀永 理恵
3番	境 真由美	19番	平木 哲
4番	舘 和香子	20番	山本 涉
5番	川邊 洋	21番	山本 憲政
6番	源通 一郎	23番	原野 敬司
7番	松原 光雄	24番	前野 久
8番	飯田 輝一	25番	石田 智久
9番	堀田 敬三	26番	飛田 明雄
10番	齋藤 徹	27番	野原 外茂雄
11番	吉田 一馬	28番	吉田 孝夫
12番	片山 雅喜	29番	西原 登
13番	黒田 英嗣		

欠席した委員 4名

14番	川邊 孝之	16番	江成 周彦
15番	土田 英雄	22番	宮崎 雄介

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長	津田 泰二	主査	瀬賀 晶子
主幹	大石 哲也		

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

- 議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し
意見決定について
- 議案第18号 事業計画変更の申請に対し意見決定について

協議

- 協議第1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度・砺波市農業委員会10月総会」を開会いたします。
それでは、会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶があります。

会長 依然として暑い日が続いております。
先般、今年の水稲の作況指数が発表されました。生産者の一人として、発表された数値に、いつも違和感を覚えます。ここ数日の好天でも続けば、品質のよい水稲が収穫できると思いますが、発表された数値から、今年は豊作だったと言われても、実感が沸きません。
それに追い打ちをかけるように米価が下落しました。農家は、厳しい時期にきており、個人的には遊休農地が増えることも懸念されると考えます。
天候が安定しないため、委員の皆様には大変だと思いますが、農作業に励んでいただきたいと思えます。

事務局 ここで、ご報告いたします。
本日は、在任委員29名中、25名が出席されています。
よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
それでは、議案のご審議をいただく前に、事務局に異動がありましたので、ご報告をいたします。
10月の定期人事異動により、事務局職員が交替しておりますので、ご案内いたします。

事務局 (大石挨拶)

事務局 この後は、お手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。
なお、砺波市農業委員会会議規則第5条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。
それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、議事録署名委員の選任を行いますが、慣例により、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号6番 源通 一郎委員、議席番号7番 松原 光雄

委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページ、議案第16号をご覧ください。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請は、1件でございます。

(議案書全件朗読)

1番の譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている許可条件、つまり、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、下限面積要件、地域との調和要件のすべてを満たしております。

1番につきましては、譲受人は農地所有適格法人で、その法人の代表者のご自宅前にある農地を取得されるものです。昨年、この農地669㎡を取得されましたが、後にもう一筆あることが分かったため、今回申請されたものです。以上です。

議長 ここで、1番の案件につきましては、21番の山本憲政委員に関する案件となりますので、会場から一時ご退席をお願いします。

(21番 山本憲政 委員 退室)

議長 ただ今、事務局より説明のありました議案第16号につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

ご質問等がないようですので採決を行います。議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について、賛成の方は挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

(21番 山本憲政 委員 入室)

議長 続きまして、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について、事務局より説明願います。

事務局 審議に入る前に議案書の差し替えをお願いいたします。

番号3につきまして、譲受人は、記述の法人となりましたので、差し替えをお願いいたします。

差し替え後の議案書の2ページ、議案第17号をご覧ください。

今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定」については、4件です。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の1ページから3ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。

農地転用の許可基準は、「既存の敷地の拡張」に該当します。

従前、申請地は北側の農地の取水口として使用しておりましたが、一般住宅を建築するため、今後、転用見込みとしています。このため、水路を廃止し、境界壁を設ける計画としております。なお、近接する農地につきましては別に取水口がありますので、水路を廃止することによる影響がないとしております。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の4ページから6ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。

農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。

申請者は家族5人で山間部に居住し、地すべり等の自然災害の恐れが懸念されることや、生活の利便性の高い、市街地近郊に移住したいとの意向から、申請地での自己住宅の建築を計画しているものです。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の7ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請地は大型商業施設に近接しており、生活の利便性の高い地域となります。賃貸住宅への入居希望者が多く、賃貸住宅が不足していることもあり、ニーズが高い箇所であり、共同住宅の計画をしているものです。

(議案書番号4朗読)

別添の位置図の11ページから13ページまでと併せてご覧ください。
申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。

農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。

申請者は、個人で住宅の内装関連の事業を営んでおります。他市に倉庫を借りておりますが、自宅から遠方で不便であることから、自宅近隣で県道沿いの申請地に事務所を確保し、作業効率の向上を図るものです。

今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定」は、計4件、4筆で、1,029㎡です。以上です。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました議案第17号について、補足説明や、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　1番から3番の案件について、ご説明いたします。

1番と2番は、譲渡人が同じ方です。1番は、2番の農地転用により、農地への取水路が不要となるため、隣接する宅地の方に無償で譲渡されるものです。

2番は、住宅敷地として家を建てたいとのことでした。

3番は、用途が共同住宅敷地で、砺波市の人口増のため貢献したいとのことでした。

ご審議賜りますようお願いいたします。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　堀田委員、どうぞ。

堀田委員 　4番の譲受人は、個人で内装工事等を請け負っており、他市には資材置場があります。自宅敷地内に事務所と倉庫敷地を建設するスペースがないため、付近で候補地を探していたところ、申請地で農地売買の話がまとまったものです。

議長 　　他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので採決を行います。議案第17号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について、賛成の方は挙手願います。

- 委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第18号 事業計画変更の申請に対し意見決定について、事務局より説明願います。
- 事務局 議案書の3ページ、議案第18号をご覧ください。
今月の事業計画変更の申請に対し意見決定については、1件です。
別添の位置図の14ページから16ページまでと併せてご覧ください。
当該転用事業の申請地は、転用目的が共同住宅敷地として、令和2年12月に許可を受けています。議案書3ページの表中の記載は、当時の申請内容になります。共同住宅敷地として転用許可を受けたものの、分譲住宅地としての必要性が高くなり、転用目的を変更するべく、申請が行われたものです。申請者及び転用面積に変更はありません。
今月の「事業計画変更の申請に対し意見決定」については、計1件、2筆で932㎡です。以上です。
- 議長 ただ今、事務局より説明のありました議案第18号について、補足説明や、ご質問等がありましたら挙手願います。
- 委員 (「はい」の声あり)
- 議長 飛田委員、どうぞ。
- 飛田委員 この件について、申請人は、社会情勢等を鑑みて、共同住宅敷地よりも分譲住宅敷地に需要があると判断されたため、転用目的を変更されるものです。ご審議賜りますようお願いいたします。
- 議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので採決を行います。議案第18号 事業計画変更の申請に対し意見決定について、賛成の方は挙手願います。
- 委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項に入ります。協議事項1号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案書の4ページをご覧ください。

協議事項1号の、農用地利用計画の変更についてご説明いたします。

令和3年8月に受け付けた農振除外の願出は、4ページから5ページの6件、そのうち無断転用の是正案件は3件、軽微な変更の願出は6ページの1件です。

(除外案件の番号1朗読)

別添の位置図の1ページから3ページまでと併せてご覧ください。

こちらは議案第17号番号2と関連した案件です。1筆の農地を2筆に分筆し、それぞれ一般住宅を建築する予定であったところ、北側につきまして、願出地が極小ながらも農用地であったため、追加で農振除外の願出の手続きが必要となったものです。農用地利用計画の変更が済んだ後、北側の農地と一体となって転用許可申請を行う計画です。

(除外案件の番号2朗読)

別添の位置図の4ページから6ページまでと併せてご覧ください。

願出者は夫婦でアパート暮らしをしておりますが、手狭さを感じております。実家に近接している願出地を選定し、親子共に助け合いながら暮らしたいと考え、住宅を建築する計画を立てたものです。なお、住宅の東側は庭として活用し、南側は物干し場、冬の雪捨て場として利用する計画です。

(除外案件の番号3朗読)

別添の位置図の7ページから9ページまでと併せてご覧ください。

願出者は家族4人で暮らしておりますが、現在の住居では手狭になっており、住宅の取得を計画しました。認定こども園、小学校といった教育施設が充実していること、実家に近接した場所で暮らすことで親子共に助け合うことができることから、願出地を選定し、住宅を建築する計画を立てたものです。

(除外案件の番号4朗読)

別添の位置図の10ページから12ページまでと併せてご覧ください。

今ほど説明しました番号3の住宅の建築を機に、自己所有地の見直しを行ったところ、願出地が農地のままになっていることが判明しました。昭和46年から昭和60年にかけて、願出者の夫が農機具、農作業道具を格

納する農作業用倉庫を建築したものです。現在は願出者の親戚に耕作を依頼しており、その者が農機具置き場、肥料や農作物の保管場所として利用していることから、現況に合わせるために願出を提出したものです。

(除外案件の番号5朗読)

別添の位置図の13ページから15ページまでと併せてご覧ください。願出者は、願出地を自己住宅の一部として利用しておりました。敷地の管理や耕作のための格納車庫を無断で建築し、宅地化したものです。願出者が市街地へ転居し、空き家となっていたところ、譲受人から購入の依頼があったものです。空き家をレストラン及び客室ヘリノバージョンし、観光客の誘致や地域の空き家対策を図る利用計画です。

除外案件の番号6と軽微な変更の番号1は経緯が同一であるため、合わせて説明致します。

(除外案件の番号6朗読)

(軽微な変更の番号1朗読)

除外案件の番号6については別添の位置図の16ページから18ページまでと、軽微な変更の番号1についてはその後続く位置図の1ページから3ページまでと併せてご覧ください。

昭和に広域農道の拡幅工事のため、既存宅地が一部収容されることとなり、住宅を曳家、増築し、今日まで利用しております。既存の水路は廃止し、位置図の3ページのとおりにつけ替えました。自己所有地の見直しを進めていたところ、曳家をした願出者の住宅の一部及び新設の水路が、農地に侵入していたため、現況に合わせるべく、願出を提出したものです。

なお、新設の水路につきましては、地目変更後、廃止した水路と土地の所有権の交換が予定されております。

今回の「農用地利用計画の変更」は、除外案件が計6件、7筆、1, 122㎡、軽微な変更案件が1件、1筆、42㎡です。以上です。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました協議事項1号につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　吉田委員、どうぞ。

吉田委員 　　6・7番については、スーパー農道の整備に伴い、曳家が農地にかかっ

た案件です。本来なら農地転用の手続きについて、行政からの説明があればよかったと思います。

ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので採決を行います。協議事項1号 農用地利用計画の変更について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について、
事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第1号・第2号説明)

議 長 ただ今、報告を受けた第1号、第2号について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告を受けた、ということで終わらせていただきます。
以上をもちまして、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 45)

本会議の顛末を記載し、その事実に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和3年10月5日

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印